

令和7年9月8日

遊漁券手数料販売契約者 様

相模川漁業協同組合連合会



代表理事会長 木藤照雄

副会長 木上朝雄

副会長 濁川謙二

理事 栗原信二

我妻竜雄 中村弘幸

松田桂一

岸浪孝志 安齊 守

山根正規

代表監事 小俣善幸

監 事 土谷知男

会員漁協による年間遊漁承認証値引等の販売に係る不祥事の開示と

遊漁券手数料販売契約者へのお詫び

事案について開示までの経過

令和5年6月14日 会員漁協（遊漁承認証手数料委託販売契約漁協）の役員兼漁場監視員より当会に直接電話があり、お話したい旨の内容で同日13:30 木上副会長と話を伺った。内容に付いては概ね次の内容である。

「私（販売者）がどこにいてもどこからか携帯番号を聞き出し、年間承認証（以降年券という）の値引き販売を要求する。

1) 11,000円きり払わない。2) 漁協より200枚預かり残りは70枚、130枚販売したがその半分以上は無記名・無写真で、このような事が長年続いている。もうこれ以上皆さんに迷惑を掛けられない。」との内容でした。

2) この告白の4日前の6月10日に、当事者の代表理事組合長より直接当会代表理事会長に、上記の内容をうかがわせるような報告があったことから、当会正副会長は直接当該漁協組合長に事実確認を行ったところ、「本人は痴ほう症を患っていて、運転免許証も取りあげられ車にも乗れない状態で、年券割引販売も本人の申し出とは大きな違いがある。」このことから当会正副会長は事実確認に付いて当事者の個人情報に関わることに更に、令和4年12月及び令和5年3月に一般遊漁者から、年券が一部販売員により値引き販売がされており正規の価格で購入している遊漁者にとって不公平である旨の抗議の投書

があり、連合会は適正なる遊漁券販売（特に年券）を徹底するよう関係者に令和5年3月13日付け文書にて周知を図った経過もあることから、慎重に裏付けを進めるために、機会をとらえて電話での会話や、河川現場で天然遡上アユの話などいろいろな話のやり取りを致しました。また、当事者は正規に車の所有や運転も問題がないことも確認いたしました。

更に、当事者の漁協より、「当事者は加害者ではなくむしろ被害者である。その理由は脅迫を受けて年券販売をしたもので、現在警察に相談をしている。」との内容でした。真相を確かめるべく代表理事会長が当事者に電話でこの内容を確認すると、「誰がそのような話をしているのですか。警察に相談していることなど全くありません。」と否定をいたしました。

後に正副会長の判断として、電話の受け答え、河川でのやり取りについて一般の社会人と何ら変わらないと判断いたしました。

このことからここ迄時間を要しましたが、今後の会議に当会定款第29条3（著しい損害）を適用することと致しました。

3)令和6年4月24日（水）に開催された、令和6年度第2回総務委員会において本事案を当会定款第29条3に於いて、監事に報告することを決議いたしました。

決議の条件として、現在任期満了に伴う役員選挙執行が間近かであり、本事案をそのまま次期役員に引き継ぐことを付帯決議といたしました。

4)令和6年11月18日（月）第2回定例監事会において、出席した正副代表理事会長より総務委員会の付帯決議を踏まえ、本事案について書面により報告を行った。監事会の意見として、手順を踏んで厳重に進める旨の決議をした。

5)令和7年3月14日（金）第6回理事会 議案第5号

監事は定例監事における。事業計画の推進及び会計等について報告を行い、続いて定款第29条による監事の報告を行った。

（監事報告抜粋）

遊漁承認委託販売における不正値引き販売について

令和4年12月及び令和5年3月に一般遊漁者から、年間遊漁承認証（以降年券と表す）が一部販売員により値引き販売がされており正規の価格で購入している遊漁者にとって不公平である旨の抗議の投書があり、連合会は適正なる遊漁券販売（特に年券）を徹底するよう関係者に令和5年3月13日付け文書にて周知を諮りました。役員に定款や法令遵守を改めて求めたにも関わらず昨年6月21日、委託販売契約をしている漁場監視員から「年券」の値引き販売がなおも行われており、不正値引き販売に対する苦情と、販売者に支払われるべき「年券」の販売手数料が未払いであるとの苦情が寄

せられました。本件については役員任期もあり新役員に引き継がれることとなり現監事が引き継ぎました。

遊漁料金は神奈川県知事の許可を受けて、相模川漁連が定めたもので、遊漁券は「金券」であり当事者以外に金額を勝手に変更することは出来ません。

不正値引き販売を防止する為に、まず、販売店（者）との販売委託契約を明確にする為改めて、連合会との委託契約を再締結し、連合会の構成員である各単位漁協は遊漁券販売店（者）の依頼や斡旋、遊漁券の配布等の仲介手続き等の業務に対する対価として支払われるものであり、夫々割合を決めて支払われていることを再度認識していただきたい。

漁連の運営経費は、一人一人の遊漁者からの遊漁料金の積み重ねで成り立っており、漁連が遊漁者からの信頼を失うことともなりかねない不正値引き販売は絶対にあってはならないことである。

また過去に、不正値引き販売等で連合会を除名処分された単位漁協があった事実を考察すると連合会の役員はもとより各単協の役員一人一人が法令を遵守し、釣り人や組合員から信頼される漁業組合運営が求められます。

6) 令和7年5月9日（金）令和7年度第1回理事会

議案第1号 年間遊漁承認証違法販売の根絶について

「年間遊漁承認証不正販売撲滅と漁業権管理」

議案提案説明と決議事項

「会員漁協による今回の年間遊漁承認証不正販売が当事者の自白として発覚いたしました。が、本件に対し当会の監事は、法令順守の観点から当該会員漁協役員及び当会役員の責任についても指摘がありました。

遊漁券手数料販売で遊漁券を預かった会員が、会員と手数料販売契約を行っている販売店に対し、依頼する立場でありながら自ら営業を阻害するような行為はいかなる理由があろうと理解は得られず、また平等の見地から一般遊漁者の信用を失いかねません。

近年、法人の法令順守の通念は常識的に厳しく、不詳に対する会員役員の責任は当然ですが、前回の理事会において意見もありました当会役員の責任は、漁業権者の事業として当然であると解釈するのが社会通念と判断いたします。

特に遊漁券手数料販売契約を直接行っている、複数の民間企業の社会的通念は厳しいと判断しています。

したがって遊漁承認証違法販売根絶について、もはや組織内において処理することは選択できず、組織内販売関係者と双方役員の意識改革をも目的とし、関係者に謝罪を主体とし、自ら公開する方法を提案いたします。

なお、本件事案について対象契約者は改善策の提出後も、再発の事実が確認された場合、遊漁承認証手数料販売契約を行わない事も合わせて提案いたします。」

採決の結果、

本提案に対す議案は、賛成者全員によって決議されました。

以上、本事案に対する経過及び対処について記述いたしました。遊漁承認証手数料販売契約についてはすでにご案内の通り、相模川漁連より取扱漁協、取扱い漁協より手数料販売契約を締結されている各販売店の、三者契約で成り立っています。

取扱い漁協の年券値引き販売は、取扱い漁協と契約を締結している販売店に依頼をする立場にありながら、契約販売店の営業を阻害した形になります。遊漁料は相模川漁業協同組合連合会の漁業権管理上必要不可欠であります、長きにわたり販売協力をいただきながら、このような事態を招いたことは会員漁協の事案とはいえ、当会としても痛恨の極みでありその責任の重さを痛感致しております。

改めて遊漁券手数料販売店の締結をしている皆様に、当会役員一同、衷心より深く謹んでお詫びを申し上げます。

今後につきましては法令順守を基本に改めて再発防止に努め、販売店皆様のご意見もお伺いし、遊漁者に喜ばれる豊かな相模川水系の構築に努めてまいります。今後ともご意見ご指導を賜りますことをお願いし、お詫びの言葉といたします。